

XI [文化財関係]

1 埋蔵文化財包蔵地の発掘および10000m²以上の開発事業

令和4年4月1日現在

根拠法令	文化財保護法(第93条・第94条) 奈良県教育長通知(S52. 3. 10付教文第688号 H12. 4. 3付教文331号最終改正) 奈良県教育長通知(H12. 9. 29付教文第393号 H20. 11. 12教文361号最終改正)	担当課 担当係	文化財保存課 記念物・埋蔵文化財係 0742-27-9866
制度の概要	<p>土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合は、その60日前までに市町村文化財担当部局を通じて県文化財担当部局に届けなければならない。</p> <p>また、それ以外の土地においても1haを超える開発事業を行おうとする場合は、遺跡有無確認踏査願を市町村文化財担当部局を通じて県文化財担当部局に提出しなければならない。</p>		
目的	<p>開発事業によって、埋蔵文化財が破壊されるのを防止し、埋蔵文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とする。</p>		
対象地域	県内全域		
規制内容	<p>1 周知の埋蔵文化財包蔵地とは 貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地</p> <p>2 周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出</p> <p>(1) 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合は、その60日前までに県文化財担当部局に届けなければならない。</p> <p>(2) 県文化財担当部局の指示 県文化財担当部局は、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査の実施その他必要な事項を指示することができる。</p> <p>3 周知の埋蔵文化財包蔵地以外の遺跡有無確認踏査願 周知の埋蔵文化財包蔵地以外でも、1ha以上の開発事業を行おうとする場合は、県文化財担当部局に遺跡有無確認踏査願を提出しなければならない。</p> <p>(1) 踏査の結果、遺跡の存在が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱い、必要な措置を指導</p> <p>(2) 踏査の結果、埋蔵文化財の存在が予想される場合や市街地部分など地表面の観察からでは埋蔵文化財の有無を判断できない場合には、その確認のために確認調査を実施し、その結果遺跡の存在が確認された場合は、(1)による。</p> <p>※書類提出の窓口は市町村文化財担当部局です。</p>		
許可等の基準	<p>県文化財担当部局の指示にあたり、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う範囲及び発掘調査を実施すべき場合の基準は次のとおりである。</p> <p>1 遺跡として取り扱う範囲は、中世までの遺跡全てと近世以降の遺跡で特に地域にとって重要なもの</p>		

	<p>2 発掘調査を行うべき場合</p> <p>(1) 剥削等により埋蔵文化財が破壊される場合</p> <p>(2) 恒久的工作物の設置、おおむね2m以上の盛土を行うなど相当長期間にわたり埋蔵文化財と人との関わりが絶たれる場合</p> <p>(3) 剥削等により保護層(遺物包含層上面より約30cm以上)が確保できない場合及び工作物や盛土の重さ、基礎杭打設など工事により埋蔵文化財が影響を受ける場合</p> <p>3 重要遺跡・重要地域内における土木工事</p> <p>史跡周辺、史跡指定の候補、都城、宮跡、大型古墳、寺院跡などについては別途基準を定める。</p>
手続のフロー図	<p>文化財保護法等の規定による埋蔵文化財包蔵地等の発掘の届出</p> <p>1 周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出</p> <pre> graph LR A[届出者] -- 提出 --> B[受理] B -- 進達 --> C[受理] C -- 示 --> D["指 ①発掘 ②立会 ③慎重工事"] D -- 通知 --> B </pre> <p>2 周知の埋蔵文化財包蔵地以外の遺跡有無確認踏査願の提出</p> <pre> graph TD A[届出者] -- 提出 --> B[受理] B -- 進達 --> C[受理] C -- 現地踏査 --> D["遺跡の兆候なし"] C -- 現地踏査 --> E["遺跡の確認"] C -- 現地踏査 --> F["遺跡の存在確認等"] E --> G["周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う"] F --> H["確認調査"] H --> I["遺跡の確認"] I --> J["周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う"] </pre>

2 文化財保護法、奈良県文化財保護条例によって史跡名勝天然記念物に指定された土地またはその物件において現状変更その他史跡等の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合

根拠法令	文化財保護法（第125条） 奈良県文化財保護条例（第45条）
制度の概要	史跡、名勝、天然記念物に指定されている土地またはその物件において、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国指定の場合は文化庁長官（県指定の場合は県知事）あてに市町村文化財担当部局を通じて現状変更等許可申請書を提出して許可を得なければならない。
目的	指定記念物の現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為を制限し、その保存を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とする。
対象地域	史跡、名勝、天然記念物に指定されている土地
規制内容	<p>1. 史跡、名勝、天然記念物とは</p> <p>史跡 我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。</p> <p>名勝 我が国の優れた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにあっては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。</p> <p>天然記念物 動植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの。</p> <p>県指定記念物 県内に存する記念物のうち、上記の国指定のものを除き、県にとって重要なものを県指定史跡、県指定名勝、県指定天然記念物に指定。</p> <p>2. 史跡、名勝、天然記念物の現状変更等の許可申請</p> <p>（1）史跡、名勝、天然記念物に指定されている土地またはその物件において、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国指定の場合は文化庁長官（県指定の場合は県知事）あてに現状変更等許可申請書を提出して許可を得なければならない。</p> <p>（2）文化庁長官（県指定の場合は県知事）は許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。</p> <p>（3）現状変更等が終了した場合には、速やかに文化庁長官（県指定の場合は県知事）あてに現状変更等終了報告書を提出しなければならない。</p> <p>※書類提出の窓口は市町村文化財担当部局です。</p>

許可の審査基準	<p>(1) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められている場合は、その定められた基準に適合していると認められるか否か。</p> <p>(2) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められていない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 現状変更等が指定の解除または一部解除につながるものと認められるか否か。 イ. 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。 ウ. 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。 <p>申請にあたっては、事前に市町村文化財担当部局（場合によっては市町村を通じて県文化財担当部局）と申請内容について十分な協議をおこなうこと。</p>
手続のフロー図	<p>文化財保護法の規定による国指定記念物の現状変更等許可申請書の提出</p> <pre> graph LR A["申請者 現状変更等 許可申請書"] -- "協議・提出" --> B["受理"] B -- "進達" --> C["受理"] C -- "進達" --> D["受理・審査"] D -- "諮詢" --> E["文化審議会 文化財分科会"] E -- "答申" --> D D -- "許可・不許可" --> F["通知・指示"] </pre>

※申請内容によっては、一部、政令で定めるものについて、県（町村内において行われる場合）または市町村（市内または条例に定める町村内において行われる場合）の文化財担当部局で権限移譲によって許可等の事務を行うことがある。